

諮問日：平成29年12月19日（平成29年度（最情）諮問第69号）

答申日：平成30年5月25日（平成30年度（最情）答申第9号）

件名：日本弁護士連合会からの司法研修所弁護教官等に対する謝金額に関する要望書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「日弁連から提出された、司法研修所弁護教官及び所付に対する謝金額を増額して欲しいという要望書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年11月10日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

日本弁護士連合会の平成27年度の会務報告書において、謝金額の増額を要望する文書を司法研修所に提出した旨が記載されていることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所内において探索したが、本件開示申出文書に該当する文書は発見されず、保存や廃棄の記録もない。

### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成29年12月19日 諮問の受理

- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同月 27日 苦情申出人から意見書及び資料を収受
- ④ 平成30年2月23日 審議
- ⑤ 同年4月20日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会庶務を通じて確認したところ、苦情申出人が指摘する文書については、司法研修所において対応した後に短期保有文書として廃棄したとのことであり、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」等の規定に照らして検討しても、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人